

## 重要な会計方針

改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成 27 年 1 月 27 日改訂）並びに「独立行政法人会計基準」並びに「独立行政法人会計基準注解」に関する Q & A」（平成 28 年 2 月改訂）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第 4 3（注解 3 9）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第 8 条により、経過措置を適用しております。

### 1 減価償却の会計処理方法

#### 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8 年～37 年
車両運搬具	6 年
工具器具備品	5 年～15 年

### 2 引当金計上基準

#### (1) 賞与引当金

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

退職一時金については、役職員の期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

また、役員及び職員に対して厚生年金基金制度を設けておりましたが、厚生労働大臣から平成 26 年 10 月 1 日付けで厚生年金基金の代行部分について将来分支給義務免除の認可を受け、平成 28 年 3 月 28 日付で基金の解散の認可を受け、これにより、平成 28 年 4 月から確定拠出制度を設けました。なお、厚生年金基金については、現在、清算に向けた精査手続中です。

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第 38 に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

### 3 有価証券の評価基準及び評価方法

#### 満期保有目的債券

##### ① 取得差額がないもの

原価法（売却原価は先入先出法により算定）によっております。

##### ② 取得差額があるもの

償却原価法（定額法、売却原価は先入先出法により算定）によっております。

### 4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成29年3月末利回りを参考に0.065%で計算しております。

6 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

## 注記事項

### 1 貸借対照表

#### (1) 固定資産（電話加入権）の減損について

##### ①減損を認識した固定資産の種類、帳簿価額等の概要

種類	1回線当たり帳簿価額	回線数	帳簿価額
電話加入権	14,575円	34回線	495,550円

##### ②減損の認識に至った経緯

市場価格が下落している状況にあるため。

##### ③損益計算書における計上金額

回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

##### ④回収可能サービス価額の概要

N T T東日本の公定価格 38,880円（1回線当たり）を再調達価額とした使用価値相当額が正味売却価額（51千円）を上回るため、使用価値相当額（1,321千円）を回収可能サービス価額としております。

### 2 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	14,192,499,070円
うち定期預金	0円
<u>(差引) 資金残高</u>	<u>14,192,499,070円</u>

### 3 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見込額

計上額	3,749,220円
うち国からの出向職員分	3,749,220円

### 4 有価証券関係

#### (1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：円)

区分	期末における 貸借対照表計上額	期末における時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	50,780,230,668	53,011,246,000	2,231,015,332
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	3,699,943,922	3,659,710,000	△ 40,233,922
合 計	54,480,174,590	56,670,956,000	2,190,781,410

- (2) 事業年度中に売却した満期保有目的の債券  
該当なし

- (3) 満期保有目的の債券の期末日後における償還予定額 (単位：円)

区 分	1 年 以 内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年 超
国債・地方債等	2,200,000,000	25,000,000,000	19,900,000,000	300,000,000
社債	300,000,000	3,800,000,000	3,000,000,000	0
合 計	2,500,000,000	28,800,000,000	22,900,000,000	300,000,000

※ 国債・地方債等＝国債、地方債、政府保証債、財投機関債

## 5 退職給付関係

- (1) 採用している退職給付制度の概要

役員について役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度及び確定拠出制度を設けております。

役員及び職員に対して厚生年金基金制度を設けておりましたが、厚生労働大臣から平成26年10月1日付けで厚生年金基金の代行部分について将来分支給義務免除の認可を受け、平成28年3月28日付けで基金の解散の認可を受け、現在、清算に向けた精査手続中です。

- (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	361,261,067 円
期末における退職給付債務	361,261,067 円

- (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	361,261,067 円
期末における年金資産	361,261,067 円

- (4) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	451,522,120 円
退職給付引当金戻入益	△ 6,143,714 円
退職給付への支払額	△ 110,110,373 円
期末における退職給付引当金	335,268,033 円

- (5) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	361,261,067 円
年金資産	△ 361,261,067 円
積立金制度の未積立退職給付債務	0 円
非積立型制度の未積立退職給付債務	335,268,033 円
小計	335,268,033 円

貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	335,268,033 円
退職給付引当金	335,268,033 円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	335,268,033 円

(6) 退職給付に関連する損益 退職給付引当金戻入益	6,143,714 円
(7) 確定拠出制度 拠出額	5,569,976 円

## 6 金融商品関係

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当勘定は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、短期的な資金運用については、定期預金等で行っております。また、1年を超す資金運用については、同規定等に基づき国債・地方債等の有価証券で行っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	14,192	14,192	-
(2)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	54,480	56,670	2,190
(3)未払金	(1,368)	(1,368)	(-)

(注) 単位未満を切り捨てて記載しております。

(注) 負債に計上されているものは、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券等に関する事項

#### (1) 現金及び預金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記は、「5 有価証券関係」を参照下さい。

## 7 不要財産に係る国庫納付

区 分	内 容
(1) 不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	① 資産の種類 土地及び建物 ② 所在 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎三丁目 299 番 1 ③ 数量 土地 211.57 m <sup>2</sup> 建物 2 戸 ④ 帳簿価額 土地 30,300,000 円 (減損後) 建物 1 円
(2) 不要財産となった理由	独立行政法人の宿舎見直しに関する実施計画（平成 24 年 12 月 14 日行政改革担当大臣決定）に基づき、当機構が保有する宿舎について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたため。
(3) 国庫納付等の方法	譲渡収入による現金納付
(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	土地 37,600,000 円 建物 0 円
(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	912,480 円
(6) 国庫納付等の額	36,687,520 円
(7) 国庫納付等が行われた年月日	平成 28 年 10 月 14 日
(8) 減資額	32,400,000 円

#### 8 セグメント情報

当勘定は、単一セグメントによって事業を行っているため、開示すべきセグメント情報はありません。

#### 9 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

#### 10 重要な後発事象

該当事項はありません。